

鹿角市告示 9 7 号

鹿角市の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鹿角市条例第1号）第4条第1項の規定に基づき、鹿角市先人顕彰館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

鹿角市長 関 厚

記

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称及び事務所の所在地	指定の期間
鹿角市先人顕彰館	内藤湖南先生顕彰会 鹿角市十和田毛馬内字 柏崎 3 番地の 2	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで (3 年)